二九八―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　197　一

三〇五―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　197　七

三〇八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　197　八

三〇九　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　九　特45　三

三一〇　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　九　特45　二

三一一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　207　五

三一二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　四

三一四　平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　三〇　四

三一五　平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　四

三一六　所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三〇　211　五〇

三一七　法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三〇　211　五〇

三一八　登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　三〇　211　五〇

三一九　印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三〇　211　五〇

三二〇　各都道府県共同募金会が平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三〇　211　五〇

三二一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　211　五〇

三二二　歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件　三〇　211　五二

財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

一　工場立地に関する準則の一部を改正する告示　三〇　211　五二

二　緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示　三〇　211　五二

三　緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示　三〇　211　五三

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の一部を改正する件　一五

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　二四

財務省、農林水産省

一八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三

財務省、経済産業省

一〇　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件　三〇　211　五三

一一　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　三〇　211　五三

一三五　平成二十四年度科学研究費補助金（特定奨励費）における事業計画調書の提出期限等を定める件　一五

一三六　重要無形文化財の保持者の追加認定の件　五二

一三七　選定保存技術の選定及び保持者の認定の件　五二

一三八　文部科学省認定社会通信教育の実施者の代表者を変更した件　七　205　三

一三九　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第一項に基づく登録施設利用促進機関を登録した件　一六　205　八

一四〇　史跡に指定する件　二一　205　三

一四一　名勝に指定する件　二一　205　五

○財務省、経済産業省、農林水産省、